

日本における近代国民国家の形成と地域創出

— 北海道開拓と十津川移民についての覚書 —

The Constitution of Modern Japanese Nation-State and The Creation of Communities: A brief socio-historical view of the exploitation of Hokkaido and the migration from Totsugawa village.

元濱 涼一郎*

Ryoichiro Motohama

序

日本における近代国家の成立の端緒は、明治4・1871年7月の詔書による廃藩置県の実施であり、その企図は、明治22・1889年の市制町村制の成立によって一応達成されたと考えてよいだろう。これによって、日本を構成すべき地域が、ほぼ確定したからである。この過程における最大の問題は、近世の藩領とその下位体系としての地域（旧町村、部落）を、新たに、府県とそれに対応する地域（市・郡・新町村）に再編することであり、具体的には町村合併の成否如何にあったと言える。それによって、藩の解体から国民国家創出へと全体社会（Global Society）が再編される礎石が据えられたからである（注1）。しかし、市制町村制は、この時期に日本政府が領有（或いは領有を主張）する国土の全域で一律に実施された訳ではない。近世以降における統治形態の相違に由来して、北海道と沖縄はその対象とはならなかった。前者では、1級・2級町村制の別など制度上の相違を残しながら明治30・1897年公布、その後の改正を経て明治33～35・1900～1902年に施行され（注2）、後者では、およそ20年遅れの明治41年に漸く市制町村制が施行されている。この事実は、北海道と沖縄が近代国民国家の形成期にあって有していた特異な地位を直接に象徴するものであると考えてよい。本稿は、この内、北海道について、この地域的特性を規定する植民地（注3）としての性格と、そこにおける地域創出の基本的枠組を検討することを意図して書かれたものである。それは、全体社会の再編に伴うその空間構成の契機を確認するための基礎的作業となるものであるが、それには先ず、国策である「拓殖」（注4）の緊急の要請と、それを可能にするための国内移住と開拓の推移を、移民政策と、その具体的事例に即して見ることから始めなければならない。

北海道拓殖と移民

北海道拓殖と国防を移民の開拓によって実現しようとの企図は、近世においても、対露関係を念頭に置いた幕府によって具体的な政策として取り上げられてきた。井上隆明によれば、工藤平助の「赤蝦夷風説考」に関心をもった老中・田沼意次の蝦夷地探検船派遣（天明5・1785年4月）はその顕著な例である。その中間報告を受けた田沼配下の勘定奉行、松本伊豆守は浅草弾左衛門に諮った上でのこととして、その支配下の被差別民7千人、全国では6万3千人ほどの集団移住計画を立案し、その節には差別の解消を趣旨とする意見を上申、田沼老中に許可されている（注5）。この大規模な集団移住計画には、開拓に際しての、組織集団の機能への着眼が認められる。そして、明治以降の囚人労働、士族の集団移住、屯田兵などに繋がる基本的認識が見られる（注6）。この時期の蝦夷地開発の企図は、田沼の失脚と松平定信の寛政改革により潰えたが、北海道開拓は幕末に向かい、ロシアの南下圧力のもとで、その後も松前藩の移封、また再置などアイヌとの交易地域である「請負場所」（注7）を拠点に試行錯誤されながらも引き継がれていった。

明治維新に始まる日本の近代国家形成過程では、近世以来自覚されてきた、蝦夷地の直接統治と拓殖の緊要性は更に高まった。政府は、明治2・1869年8月に「蝦夷地」の名称を新たに「北海道」と改めて、その本格的な経営に乗り出す意図を明らかにしている。その背景には、外国の軍事的・外交的圧力の下で、戊辰、函館等の内戦を経て、対外的には新たな中央政府（権力）の確立と、国内的には、廃藩置県の実施に伴う地域の再編と統合を実現する過程で生じた事態、即ち疲弊した人民と国土の再建のための方途として、移民による新たな開拓が切実な課題となっていたことが挙げられる。その結果、北海道や東北などの開拓地への国内移民が大量に生じた。国防（北門警備）と、内政においては不平士族慰撫のための治安対策（注8）、産業振興等を目的とする国策による移住である。それは、先ず何よりも緊急且焦眉の課題であった窮乏士族、窮民対策として始まった。そしてその後も、北海道開拓と移住は、明治35・1902年の奥羽地方凶作による移民の増加、大正12・1923年の関東大震災に際しては、内務省社会局による被害者救恤のための内国殖民保護奨励費支出などの施策に見られるように、災害、凶作、恐慌などに際しての人口調整弁として永く機能し、余剰人口対策、食料人口問題の解決をその目的として継続されることになった（注9）。

北海道移民政策の変遷

明治以降の移民政策は、その所管組織の相違によって3期に分けられる。道庁拓殖部職員として、拓殖実務に携わった片山敬次の「北海道移民史」と安田泰次郎『北海道移民政策史』がこの経緯を整理している。即ち、明治2・1869年7月設置の開拓使（明治15・1882年1月廃止）。その跡を承けた函館、札幌、根室の3県分割と明治16・1883年1月に開拓事業の統括を目的に設置された北海道事業管理局による3県1局時代。明治19・1886年1月設置の北海道庁以降で

ある。この3期の移民政策の相違と変化の内容は、個々の政策の詳細を別にすれば、概ね、移民の直接保護か間接保護かに問題の焦点があった(図1、安田泰次郎「北海道移民政策の変遷」)。以下、これを略述すると、

(1) 開拓使時代

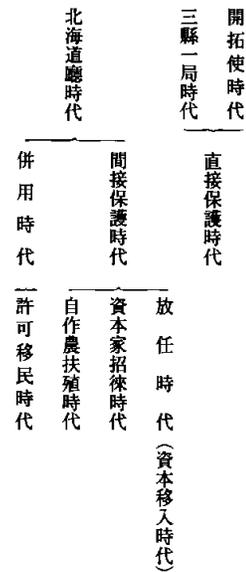
開拓使の設置によって、明治2・1869年9月場所請負制度は廃止された。開拓使初期の明治4・1871年には、開拓次官・黒田清隆が渡米視察して、米国農務局長・ケブロン他の外国人教師を招聘して、気候、資源などの基礎調査が行われている。この時期の移民は、4種に大別できる。①開拓使の募移民、②省藩士等の移民、③篤志家の募移民及び④自移民である(注10)。この内の①は開拓使みずから募集し、旅費、土地・開墾・作付け費用の一切、家屋・生活必需品、独立までの生活費等を官費で給附するものであり、②は、寺院を含む、諸藩に土地を割譲することで移民を招来せんとするもので、戊辰の変に際して賊軍となった旧藩士族の集団移民などがその中心であった。③は漁民が中心で、漁場持及び篤志家が、私費をもって移民を募るもの。移住費、家屋、漁具等を支給し、就業させるものである。これらは、ごく一部を除いて見るべき成果を挙げられなかったため、明治4・1871年8月には、②の支配地を没収して、その全部を開拓使に引き渡すこととし、ここに北海道開拓事業は開拓使による一元支配に統一されることとなった。その後、明治8・1875年には、屯田兵制度が制定・実施されている。ここに至る開拓の経験と実績(注11)から、開拓使は政策を変更して、(i)屯田兵を除いて、官費による移民募集を廃止(注12)し、(ii)新移住者に対する保護の水準を引き下げ、逆に(iii)既移住者に対しては保護を強化して、直接保護から間接保護へ、直接給付の廃止と、移住のための交通費、輸送費等の補助に止めるなど政策の転換を図った(注13)。

ただ、この時期に、有珠、當別の伊達家給地だけは、例外的に好成績を挙げているが、その成功の原因としては、(i)藩政以来の旧主人に率いられて、組織されていたこと、(ii)農業経験がないために、新技術を抵抗なく受容できたこと等が指摘されている(注14)。

(2) 3県1局時代

函館、札幌、根室の3県と北海道事業管理局を事業主体とするこの時期の移民保護政策は、ほぼ開拓使時代を踏襲しているが、新たなものとしては、明治16・1883年6月7日布達の「移住士族取扱規則」がある。これは既存の屯田兵制度に加えて、窮乏士族の授産を図ることを目的とするもので、渡航保護の外、土地の割譲、食料、農具、牛馬、家作料など、生産、生活資材の一切に見合う資金の県による直接貸し出し(7年間据え置き、20年返済)をその内容としていた。

図1 北海道移民政策の変遷



安田泰次郎「北海道移民政策史」より

(3) 北海道庁時代

明治19・1886年1月の北海道庁設置によって、北海道開拓事業は再び統一されるに至った。それ以降、敗戦までの北海道の拓殖政策は2期に分けられる。間接保護時代と許可移民制度の創設以降である。先ず、道庁初期からの間接保護期については、3県1局時代の開拓範囲が、概ね、札幌周辺と南西地方の海岸地帯に止まっているに反して、この置庁によって内陸部への開拓地の拡大が図られることになった。この期の移民政策の主眼は、運輸・交通等の基盤（インフラ）整備、殖民地の撰定と区画など間接保護施策事業によって、北海道移住を促進しようとするもので、殖民地の撰定事業は、明治19・1886年に着手され、区画の制定は、明治22・1889年に始まった。因みに、その区画への受け入れは、明治23・1890年の十津川移住民が最初である（注15）。

土地の処分に関しては、明治19・1886年6月発布の「北海道土地払下規則」では、1人当たり10万坪の貸下げと、成功後の有償払下げとなっていたが、進まぬ開拓を前にして、大資本招来への道を開くべく、明治30・1897年3月「国有地未開地処分法」を制定している。これは、土地の無償貸与と成功後の無償付与をその内容としており、開墾地の規模も、1人当たり、最大で150万坪と拡大し、更に会社、組合にはその2倍の割り当てを可能とするものであった。

その後、園田長官の下で、北海道開拓は、国費の外、地方費を設けるなど、財源の整備によって拓殖事業の全体計画化と、明治34・1901年に始まる「10年計画」など年次計画策定へと向かうこととなった。そして、その後の移民政策は、第1次世界大戦後の恐慌下にあつては、許可移民制度を創設して、直接保護政策に回帰するなどの変遷を経て、やがて敗戦を迎えることとなった（注16）。

近代日本の国民国家形成期に生じた北海道拓殖と移住の経過は、ほぼこのようなものであるが、次にその具体的事例として、奈良県十津川村村民の、災害による集団移住を追うことにしたい。移住の生じた原因が明確であること、十津川郷の歴史的な地域特性（注17）から、その移住が政権中枢の直接的関与に始まり、当時の新聞マスコミを介して一般の関心を呼んだことから、移住経緯に関する資料が多く保存、復刻されていることなど移住の過程を記述するに有利な条件に恵まれているからである。

奈良県十津川村民の移住

十津川村民の移住の直接の契機は豪雨による災害であったが、この間の事情は以下のようなものである。

①災害の状況

明治22・1889年8月19～20日、十津川郷一帯に豪雨が降り、その結果生じた山崩れ、地滑り等によって、十津川郷は、川が堰き止められる等で、新湖が37出現するというほどの「振古未曾有の大水害」（注18）によって「満目殆ど荒原ト成果候」（注19）というほどの被害を蒙った。その当時の被災状況の詳細は、「明治22年吉野郡水災史」が、十津川6ヶ村及び天川、大

表1 十津川水災被害状況

| 村名 | | 家屋・戸数 | | 人口 | | 田(反) | | 畑(反) | |
|--------|----|--------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | | 被害 | 被災前 | 被害 | 被災前 | 被害 | 被災前 | 被害 | 被災前 |
| 北十津川村 | 実数 | 183 | 410 | 86 | 2193 | 509.8 | 690.1 | 311.1 | 1035.5 |
| | % | (44.6) | (100) | (3.9) | (100) | (73.9) | (100) | (30.0) | (100) |
| 十津川花園村 | 実数 | 113 | 303 | 11 | 1613 | 211.1 | 376.1 | 168.7 | 872.1 |
| | % | (37.3) | (100) | (0.7) | (100) | (56.1) | (100) | (19.3) | (100) |
| 中十津川村 | 実数 | 49 | 387 | 5 | 1844 | 88.0 | 230.5 | 115.8 | 917.2 |
| | % | (12.7) | (100) | (0.3) | (100) | (38.2) | (100) | (12.6) | (100) |
| 西十津川村 | 実数 | 115 | 533 | 42 | 3061 | 239.6 | 486.6 | 228.6 | 1383.9 |
| | % | (21.6) | (100) | (1.4) | (100) | (49.2) | (100) | (16.5) | (100) |
| 東十津川村 | 実数 | 41 | 391 | 3 | 2137 | 49.8 | 359.0 | 56.6 | 885.2 |
| | % | (10.5) | (100) | (0.1) | (100) | (13.9) | (100) | (6.4) | (100) |
| 南十津川村 | 実数 | 109 | 379 | 21 | 2014 | 110.2 | 212.8 | 179.4 | 859.9 |
| | % | (28.8) | (100) | (1.0) | (100) | (51.8) | (100) | (20.9) | (100) |
| 計 | 実数 | 610 | 2403 | 168 | 12862 | 1208.5 | 2355.2 | 1060.2 | 5953.9 |
| | % | (25.4) | (100) | (1.3) | (100) | (51.3) | (100) | (17.8) | (100) |

『吉野郡水災史』より作成

塔等周辺の6ヶ村それぞれについて災害の経過、救援活動、その後の移住等の施策を詳細に記録し、各大字毎に被害前と被害の統計を作成している(表1「十津川水災被害状況」)。これによれば、十津川郷6ヶ村計で、流失、全壊、半壊の家屋610、死者168名、田畑の埋没流失226町9反に及ぶ大災害を蒙った。即ち、家屋の25.4%、人口の1.3%、水田の51.3%、畑の17.8%に被害を受け、これに加えて山林の甚大な被害をも考慮すると、この山村の社会的生産・再生産基盤が大打撃を受けたことは明らかであり、十津川郷それ自体が存亡の淵に立たされたことが分かる。被害は特に北部において甚大であった。十津川郷は、太閤検地以降、8組59ヶ村であったが、明治4・1871年9月には6組(6小区)になり、その後の合併改名で、55ヶ村になっていたが、町村制の実施を前にして、明治21年9月に十津川郷内6ヶ村(北十津川、十津川花園、中十津川、東十津川、南十津川、西十津川)に合併されていた。しかし、この災害と分村移住の結果、明治23・1890年10月3日には十津川村1村に再編されている(注20)。

救援活動は、災害1週間後の8月26日には皇室からの下賜金千円の決定通知が届くなど迅速に組織され、新聞記者、写真家などの来訪によって大々的に報じられて、約3万円の義捐金が集まるに至った。因みに、この金額は、明治19・1886年に、杉檜の植栽事業を起こす目的で、士族授産の勸業資金を申請、受領した金額と同額である(注21)。

移住への動きも直ちに始まった。東京在住者が中央の要路への働きかけをする中で、北海道移住は具体的日程に上っていった。奈良県十津川村(以下「母村」と称する)の村史類には、移住の経緯についての記述が極めて乏しい(注22)ので、新十津川村の最初の村史である「遠津川」(注23)によると、その経緯は次のようなものであった。

②北海道移住の経緯

十津川村民の団体移住は、災害発生より僅か2ヶ月で実行されたが、その計画の中心は十津

川出身の東京在住者、学生等である（注24）。当初は移住先に3案があった。ハワイへの海外移住、国内では北海道と、気候条件を考慮した福島県及び大和太台であった。彼らは、永山武四郎北海道庁長官の支援表明（注25）を受けた結果、移住先を北海道として、東武ら一部が帰郷し、また、釧路外10郡の郡長・宮本千万樹を招いて北海道事情（注26）の説明会を開くなど啓蒙宣伝活動に従事した。地元では、元治1・1864年に朝廷に内願、許可を得て設立された学校、文武館の館長・橋本好蔵が米を背負って各村を遊説したという。その結果、9月12日、在京の中心人物であった前田正之、中島源二郎等の帰郷をまって、五条の郡役所の議事堂で集会を開いて協議のうえ北海道移住案が決まった。その規模は600戸2691人（計画）である。

在京有志は「北海道移住新十津川創立勸告書」を寄せ、移住願人総代は、9月28日付で「移住保護願」を奈良県知事・税所篤宛に提出している。これを承けて税所知事は、山県有朋内務大臣、松方正義大蔵大臣宛に「北海道移住ノ儀ニ付上申」を10月8日付で提出、10月16日に内閣総理大臣・黒田清隆の認可を受け、直後の同18日には、第1陣が早くも樺戸郡字トックの移住地を目指して出発している。またこの間には、新村分村の手続きが並行して進められ、10月11日には文武館で、臨時郷会が開かれて、郷有財産の分割などが議決されている（注27）。移住民の集団は、徒歩で山を越え、汽車で神戸に出て、そこから汽船で北海道を目指した。小樽に上陸したのは、11月6日である（注28）。この間、災害から移住までに要した時日は50日に満たなかった。この経過で明らかなのは、十津川関係者の移住申請が、あくまでも、救恤のための緊急の処置であるが一貫して位置付けられていることであり、北海道庁初期の間接保護政策下において、例外的に直接保護が加えられているという事実である。そして、これがこの団体移住に、「特別保護移民」（注29）という特権的な地位を付与することになった。皇室から就産資金2000円を下賜され、また、その保護の内容は、開墾地の外、食料（米噌）2年分、家屋家具、農具の一切の支給という、当時としては特別に手厚いものであった。

新十津川村の成立、変容、再組織

北海道上陸の後、彼らは、建設中であった空知太（滝川）の屯田兵屋で、兵屋1戸当たりに移民4戸という過密な集団生活を余儀なくされて、一冬を過ごした後、翌明治23・1890年開墾地へ入植したが、この間の明治22・1889年12月には95戸は屯田兵に応募、離脱して、最初の滝川屯田兵となった。これは全体の約5分の1に当たる。

移民団は11月18日に空知太に到着し、11月21日には移民仮事務所を開いて、新村開設の準備を始めている。村名「新十津川村」の決定、行政組織の創出、移住地が最終的決定を見たのは11月29日である。行政の下部組織としては5戸に伍長、10戸に什長、50戸に50人組長（組長）を配し、組長は村政の協議に参画している。戸長（更谷喜延）が選ばれるなど行政基盤が、一応成立したので、12月16日には付添の吉野郡書記らが帰国し、移民団は自立への歩みを始めることになった。

また、12月に移住者戸主の連署によって成った「移民誓約書」は、村が成立するに必要な意

識基盤として協同と団結を謳い、精神的には十津川郷人としてのアイデンティティ（勤王の由緒の相続）の保持と、財政的には共有財産の堅持。勤勉と、会食の制限にまで及ぶ節儉、礼節など個人の守るべき徳目。子孫の教育のための学校の設立などの項目をその内容としている（注30）。

新村成立の第一歩は、地域の区画の決定、即ち居住・生産拠点の確定である。各戸の割り当て区画は抽選により決定された。さらに、新村組織を、新たな土地に結びつけること、新たな社会を組織するために、十津川を母型として施設を建設している。玉置神社の分祠、文武館の設置などがそれであり、いわば、母村の移植から始めている。しかし、この母型移植は、母村の社会関係を再現することにはならなかった。何よりもその後の村内人口の流出と、村外人口の流入（表2「新十津川村民、世帯主の出身地別世帯数」）によって、また、開墾が進むにつれ、母村と異なり、農業が中心

となる産業労働構成、耕地面積規模の大きな格差と、従って隣家との距離などの要因から、第一に、家族とその労働が優先されて、村（共同体）への関心が置き去りにされる傾向を生じることによっても（注31）、因みに十津川郷は、慶応4・1868年の神仏判然令（廃仏毀釈）の徹底によって全村民は神道に属していたが、新十津川では、天理教を嚆矢とし、十津川郷外の移民、とりわけ富山県人らの流入に伴って浄土真宗など多様な宗教寺院や教会が相次いで設置（注32）された事実からも、この間の事情を裏付けることができる。こうして、この観念上の母型は十分に実現することなく変容し、また崩壊へと向かうこととなった。それと並行して、新十津川

表2 新十津川村人、世帯主の出身地別世帯数

| 世帯主の出身地 | 明治23年 | | 大正9年 | | 昭和5年 | |
|---------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| | 実数 | % | 実数 | % | 実数 | % |
| 東京（神奈川） | | | 5（2） | 0.3 | 1 | 0.0 |
| 京都（大阪） | | | 10（2） | 0.5 | 4 | 0.2 |
| 兵衛 | | | 12 | 0.5 | 9 | 0.4 |
| 長崎 | | | 1 | 0.0 | 1 | 0.0 |
| 新潟 | | | 148 | 5.8 | 119 | 5.2 |
| 群馬 | | | 3 | 0.1 | 3 | 0.1 |
| 千代田 | | | 7 | 0.3 | 3 | 0.1 |
| 茨城 | | | 5 | 0.2 | 5 | 0.2 |
| 栃木 | | | 2 | 0.1 | 3 | 0.1 |
| 奈良 | | | 6 | 0.2 | 6 | 0.3 |
| 三重 | 618 | 100% | 395 | 15.0 | 246 | 10.7 |
| 愛知 | | | 4 | 0.2 | 4 | 0.2 |
| 静岡 | | | 3 | 0.1 | 4 | 0.2 |
| 山梨 | | | 10 | 0.4 | 7 | 0.3 |
| 滋賀 | | | 2 | 0.1 | 3 | 0.1 |
| 岐阜 | | | 15 | 0.6 | 11 | 0.5 |
| 長野 | | | 9 | 0.4 | 10 | 0.4 |
| 宮城 | | | 10 | 0.4 | 11 | 0.5 |
| 福島 | | | 117 | 4.5 | 96 | 4.2 |
| 岩手 | | | 36 | 1.4 | 24 | 1.0 |
| 青森 | | | 67 | 2.6 | 59 | 2.6 |
| 山形 | | | 129 | 5.0 | 131 | 5.7 |
| 秋田 | | | 82 | 3.2 | 74 | 3.2 |
| 石川 | | | 84 | 3.3 | 90 | 3.9 |
| 福井 | | | 143 | 5.6 | 91 | 4.0 |
| 富山 | | | 131 | 5.1 | 111 | 4.8 |
| 富山 | | | 408 | 16.2 | 350 | 15.0 |
| 山梨 | | | 30 | 1.2 | 21 | 0.9 |
| 山梨 | | | 11 | 0.4 | 3 | 0.1 |
| 山梨 | | | 4 | 0.2 | 6 | 0.3 |
| 山梨 | | | 32 | 1.2 | 13 | 0.6 |
| 山梨 | | | 17 | 0.7 | 7 | 0.3 |
| 山梨 | | | 62 | 2.4 | 38 | 1.7 |
| 山梨 | | | 79 | 3.1 | 53 | 2.3 |
| 山梨 | | | 88 | 3.4 | 73 | 3.1 |
| 山梨 | | | 139 | 5.4 | 103 | 4.5 |
| 山梨 | | | 32 | 1.2 | 13 | 0.6 |
| 山梨 | | | 11 | 0.4 | 10 | 0.4 |
| 山梨 | | | 4 | 0.2 | 3 | 0.1 |
| 山梨 | | | 17 | 0.7 | 4 | 0.2 |
| 山梨 | | | 16 | 0.6 | 21 | 0.9 |
| 山梨 | | | 124 | 4.8 | 448 | 19.4 |
| 山梨 | | | | | 10 | 0.4 |
| 山梨 | | | | | 1 | 0.0 |
| 山梨 | 618 | | 2,575 | 100.0 | 2,305 | 100.0 |

泉靖一「ある文化変遷のモノグラフ」279頁より

村は、水田灌漑のための土功組合の設立、あるいは北海道最初の産業組合の設立（注33）などに見られるように、北海道の自然・社会環境（注34）への適応を進めて、新たな独自の地域性を獲得し、北海道の農村としての一般的性格を帯びようになっていった（注35）。

要約：移民と地域創出

これまで略述してきた、北海道拓殖と、そのための移住、そして移住の1事例たる十津川移民団が意味するのは、植民地における社会的生産・再生産基盤としての新たな「地域の創出」に関わる。これは、内地においてなされた、近世（全体社会）における地域の再編の結果でもあるが、それとは本質を異にする過程である。即ち、全体社会の物理的・空間的範囲の拡大と、他方、土地の生産力に見合う社会関係の密度の調整を意味する。それは具体的には、以下のような、全体社会、集団、個人という三つのレベルで、北海道開拓についての、社会学的記述の要請に導く。

（1）北海道移住が生じた理由。これには二つの側面がある。①北海道の自然条件とその潜在的生産力によって果たさるべき人口調整弁としての機能。そして②国境警備に始まる、対外関係における地理的（地政学的）位置である。これは、その後、満州開拓に引き継がれていくことになる（注36）。即ち、第一には「全体社会の拡大と、それを主体的に担おうとする、新たに成立した明治国民国家との関係」の記述である。

（2）移民は、移住によって、土地に縛られた近世的秩序から解放されるが、移住によって新たな地域、生活共同体（村）の創出に向かう。ここで取り上げた十津川移民の事例は、満天下の関心を集め、分村の形態をとっていたことなどを考慮するとき、最も強固に組織された移民団であるという点で、この範例として役立つ。それは、組織集団の地域創出・形成機能と、その契機を示唆している。具体的には、この過程は、旧組織の変容、解体、そして再組織を意味している。嘗て旧藩主に率いられた移民団が好成績を修めたように、開拓の初期における、組織集団の地域創出機能が改めて確認されることになった。当初の募移民中心から集団移民へ、直接保護から間接保護へと政策の転換が図られたのは、この認識に基づくものである。それは、云うならば「秩序」は歴史的経験に基づいてこれを見れば、原子的個人の社会契約によって成立するのではなく（注37）、社会それ自体が個人を可能にするのだ（即「社会实在論」）というデュルケーム的命題（注38）を確認するものである。「村の観念」の必要が、開拓村を創出した移民によって、繰り返し強調されているのは、本来、生産単位であったはずの村組織が機能せず、個人と家族とが自立していくという変化によってもたらされた混乱の経験故である。即ち「共同体形成のメカニズム」の記述が第2の課題となる。

（3）移民の移住に伴って発生した人口移動の誘因となったものは何か。囚人など、強制によるものの外、一般的には移民が窮乏と将来への希望に駆られて移住するにしても、それにも二つの要素がある。即ち、①国家による移民招致政策とその変遷。そして、それに関連して②北

北海道に関する認知の内容（イメージ）。なぜ北海道なのかというもう一つの問題にこれは帰着する。このイメージは、当時の知識層と、移民階層の何れについても、広大無辺にして肥沃な「未開の大地」という観念内容（注39）から成っている。ただし、前者については、国木田独歩（注40）の「牛肉と馬鈴薯」の作中人物が表明しているような、自由な新天地、アメリカ・ニューイングランド風の暮らしへの夢想、がそれに色を添えているが、後者では、熊に表象される危険な地との意識が見られる（注41）という点で、移住の現実への距離の違いが作用しているといえる。即ち、北海道移住をめぐる「個人的誘因」の記述が要請される。

以上、これらの各々は相互に連関・接続し、一個の統合システム、即ち全体社会とその拡張に関わる一過程を提示している。開拓地における、地域の新たな創出に焦点を当てた本稿は、近代日本の国民国家形成期における、この社会統合システムそれ自体を記述するための一作業と位置づけられるものである。

- （注1）これについては、拙稿「社会統合と地域再編」（『奈良大学総合研究所報、第11号』、平成15年3月）を参照。
- （注2）2級町村では、町村長が道庁長官の任命となっていた。これについては、鈴江英一『北海道町村制度史の研究』（北海道大学図書刊行会、1985年3月25日）の第3章「北海道区制、1・2級町村制の制定過程」を参照。
- （注3）北海道を植民地（殖民地も同義である。安田泰次郎『北海道移民政策史』（生活社、昭和16・1941年11月16日、復刻版、東天社、昭和54・1979年、凡例の注記参照）であるとするのは、ごく一般的な認識である。用例を幾つか拾うと、戦前の昭和9年10月10日刊の片山敬次『北海道移民史』（北海道教育評論社、75頁）、戦後では、昭和25年2月15日刊の森正男『北海道産業組合運動史』（北海道産業組合運動史調査会、4頁）、あるいは、1957年の泉靖一「移民の人類学的研究に関する一試論」【泉靖一著作集2】（読売新聞社1972年4月15日 所収、278、359頁）などがあるが、田中彰は、本州との行政制度施行の時期と内容の相違を政治的差別と捉える観点から、沖縄をこれに加えて、両者は、それぞれ投資と収奪に重点の違いはあるが、共に内国植民地「的」と指摘している（田中彰『明治維新』講談社学術文庫版 2003年2月10日 481～483頁）。前者では「内地」、後者では「本土・ヤマト」との関係で、共にその地域的特性を意識することが一般的であった。「内国植民地」という用語は、その後、桑原真人『近代北海道史研究序説』（北海道大学図書刊行会 1982年5月25日）に引き継がれたが、田村貞雄「内国植民地としての北海道」（『岩波講座・近代日本と植民地1』1992年11月5日）では市民権を得て定着しているようだ。田中自身も『北海道と明治維新』（北海道大学図書刊行会 2000年12月10日 40～42頁）で、改めてこの用語を解説、使用している。しかし、松前藩とアイヌ社会を除けば、抑も「地域」なるものが成立しておらず、地域そのものの創出途上にあった北海道において、地方制度の違いをもって政治的差別と捉えることには問題がある。植民地と植民地主義は同義ではない。また、「内国植民」という用語は、早くから行政用語として存在し、内務省社会局は、大正12・1923年の関東大震災による被災者の北海道移住施策に関連して「内国植民保護奨励費」で、既にこの用語を使用している（片山、前掲、105頁）。なお、植民地という用語そのものの検討については稿を改めることとしたい。
- （注4）「拓地植民」、地を拓き民を殖やすの意であるが、この用語が一般的に使用されるのは北海道庁設置以降のようだ（『新北海道史第1巻』、北海道、昭和56・1981年3月20日、146頁）。また片山敬次『北海道拓殖誌』（北海道拓殖誌刊行後援会 昭和6・1931年7月15日、復刻版、東天社、昭和54・1979年）でも、実質的な記述としてこの用語が出てくるのは、太政官大書記官・金子堅太郎が参議・伊藤博文に宛てた報告の中の、北海道庁設置を具申する一文「県庁及び管理局を廃止し其の定額金を合併して殖民局を設置し北海道拓地植民の政務を振興すること」（301頁）に関連してである。

- (注5) 井上隆明「赤蝦夷風説考の世界」(『赤蝦夷風説考』工藤平助原著、井上隆明訳、教育社 1979年9月5日 28~30頁)。同様の企図は、その後にも見られ、岩倉具視は明治1・1868年10月に朝議にかけるために、国政全般の制度について18件に及ぶ意見書「具視制度ニ関シ意見書ヲ朝議ニ附スル事」(多田好問編『岩倉公実記』中巻〈明治百年史叢書67〉、原書房、1966年、602~608頁)を提出しているが、その中で、「奥羽降伏ノ諸藩其他脱籍人等ノ死一等ヲ宥セラレ、終身禁錮ニ処スヘキ者、又ハ流罪ニ処セラレル者、又ハ穢多ノ如キ他ノ人民ト平生交通シ難キ事情アル者等ヲ此地ニ移シ、開拓ニ従事セシムヘシ」と提議している。此処からは近世末における被差別民と、同時に蝦夷地の政治的位置とが読みとれる。
- (注6) 北海道開拓一世である各村の幹部、指導者及び開拓関係者らを集めた座談会では、開拓地で移住社会に一般的に見られた個と家族単位に分解していく傾向、即ち、共同の観念(村の意識)の欠如と、従ってその醸成の必要が、開拓の成否に関わるという一致した認識が披瀝されている。(『北海道調査報告』(社)農村更正会 昭和12・1937年12月23日「第3部札幌研究会」)
- (注7) 請負場所と請負人の個別事例については、和人に対する、アイヌ最後の武力的抵抗とされる、寛政1・1789年のクナシリ・メナシの蜂起を惹起した飛騨屋久兵衛についての伝記的記述がある。飛騨屋は、木材伐採を軸に、東北から蝦夷地へ事業を拡大した(『第8章・豪商飛騨屋の人びと』下呂町史編集委員会『飛騨下呂』下呂町 平成2・1990年3月1日、259~272頁)。
- (注8) 官軍であった鳥取藩士族の明治維新後の窮乏と、彼らによる騷擾、福島県開拓地と北海道への移住は、その典型的事例である。移住の経緯も含めて、鳥取士族の評判は、芳しいものではなかったようだ。これについては、詳しくは、松尾茂『鳥取県の誕生・再置の前後』(国書刊行会、昭和56・1981年)を参照。また十津川に移住の勲奨に来た釧路郡長・宮本千万樹は、鳥取村が近在のアイヌに「徳利村」と呼ばれている等と述べ、見習ってはならぬ手本として酷評している(『釧路郡長北海道ノ景況談話ノ要領』、新十津川町史編さん委員会『新十津川百年史』、平成3・1991年3月31日、109~110頁)。
- (注9) 片山敬次『北海道移民史』(北海教育評論社、昭和9・1934年10月10日)序言、94、105頁
- (注10) 片山敬次『北海道移民史』(北海教育評論社、昭和9・1934年10月10日)27頁
- (注11) 一般に「成績」と称される。
- (注12) 屯田兵の新設は、明治8・1875年の札幌郊外、琴似村が嚆矢である。
- (注13) 「北海道送籍移住者渡航手続」(明治12・1879年4月30日布達)など。
- (注14) 片山、前掲、43頁、また、『室蘭市史・上巻』(室蘭市役所、昭和16・1941年2月11日)を参照。
- (注15) 前掲、『新北海道史、第1巻』161頁が、殖民地撰定事業の開始時期と十津川移民の区画への入植を、それぞれ明治18年、24年としているのは誤りである。また、この折りの測量と区画の制定作業の日記が残っている(山田伸一「『事業日誌』と内田滯のフィールドノート—1890年の殖民地区画測設の記録—」、『北海道開拓記念館調査報告、第39号』、2000年3月)。
- (注16) ただし、以上の過程は、一方では、先住民アイヌにとって生産・生活基盤の破壊の過程でもあったことは、記しておかねばならないが、これについては稿を改めることにしたい。前掲、『新北海道史第1巻』、『第6章・二・開拓の犠牲者アイヌ』134~137頁など。
- (注17) 十津川郷と郷士は、「八咫烏」を始祖とする伝承をもち、勤王の伝統で知られ、幕府による大政奉還の後には、官中警護を願い出て許されている。また、戊辰の役にも派兵している。「大和十津川人」が何を意味するのかは、明治の知識人、教養人には自明であつたらしい。柳田国男は、高校の寄宿生活で同室であつた友人・乾政彦について、「乾は、大和十津川人の特徴を備えているのが、われわれの敬愛した点」であつたと特段の説明もなく書いている(『故郷七十余年』『柳田国男全集、第21巻』、筑摩書房、1997年11月20日、163頁)。
- (注18) 「6ヶ村合併許可御願」(『十津川記事』)
- (注19) 「移住保護願」
- (注20) この変遷過程については、十津川教育委員会編・刊『十津川学校史』(昭和50・1975年6月1日、23~24頁)の一覧表を参照。
- (注21) 前掲、『新十津川百年史』、93頁

- (注 22) 泉靖一、「前掲」も両村の關係に、實質の意味がないということの証左として、この事実を挙げている(322～323頁)。實際の交流事業が始まるのは、戦後の昭和27・1952年10月14日に、十津川村長、村会議長らが来町して以降である。剣道試合などが行われている(前掲『新十津川町百年史』、187～189頁「母村との交流」)。
- (注 23) 『遠津川、下巻』(新十津川村、明治44・1911年8月1日)、1～34頁
- (注 24) このとき移住した、当時、神納川109戸の総代・森秀太郎の詳細な懐旧録でも、移住の決定過程については、ほんの数行を費やしているのみである(森秀太郎『懐旧録・十津川移民』、森巖編、新宿書房、1984年11月25日、140頁)。
- (注 25) 永山長官は、9月7日付の税所知事宛書簡で、北海道移住への協力を約し、税所も返書で謝意を表している(『新十津川百年史』、106～107頁)。
- (注 26) この内容が、前掲「釧路部長北海道ノ景況談話ノ要領」であるが、移住を勧奨するためか、荒唐無稽の大ボラであったことは、これらを種にして小冊子「北海道事情」を作成、運動した東武が後に回想している(若林功『北海道開拓秘録、第1編』、月寒書院、昭和24・1949年4月9日、「雨龍原野開発由来」、63頁)。
- (注 27) 前掲『新十津川百年史』(115～117頁)で議決録の全文が見られる。
- (注 28) 北海道への移住の旅程の記録としては、森秀太郎、前掲がある。これには、沿道の人々の同情、義捐活動の様子も記されている。また、日録としては、移民付添のため北海道庁出張を命じられた、奈良県属・西川徳夫と、移民荷物取締(輸送責任者)・久保良蔵の復命書がある(前掲『新十津川百年史』、122～131頁)。
- (注 29) この特別処分にはもう1件、明治40・1907年夏の洪水による山梨県被災移民の胆振国虻田郡への移住(明治41・1908～42・1909年)があるのみである。
- (注 30) 「移民誓約書」(前掲『遠津川』、24～34頁)
- (注 31) 村という共同体観念の有無、あるいは強度が、開拓村の成績を決する主要な要因であることが、開拓農村指導層らの一般認識である(前掲、「北海道調査報告」、「三・北海道指導社者を囲む研究会」など)。
- (注 32) 前掲『新十津川百年史』1169～1183頁
- (注 33) 前掲、森正男『北海道産業組合運動史』(北海道産業組合運動史調査会、昭和25・1950年2月15日)24～28頁「新十津川村に信用組合の産声」
- (注 34) 当時の北海道移民が置かれていた環境を描写したものとしては、移民二世・村上政雄が砺波出身の父親を回想した『ある開拓者』(富貴堂書房、昭和25・1950年)がある。これには、洪水、不備な道路事情、豊作であっても販路がないなどの具体的記述が豊富にある。
- (注 35) 新十津川村の成立と、この変遷過程については、泉靖一による模範的なモノグラフがある。泉は、文化変遷(変容)という観点で、人口の流出と流入、通婚圏、耕地面積、家族の日常生活など包括的に調査し、これを母村・十津川村と比較している(泉靖一「ある文化変遷のモノグラフ」、1957年、『泉靖一著作集2』(読売新聞社1972年4月15日 所収)。
- (注 36) 北海道開拓の経験と実績を総括した、前掲「北海道調査報告」は満州移民政策のための基礎資料として作成されたものである。
- (注 37) ヒュームの社会契約説批判を想起せよ。D.Hume, Of the Original Contract.1748
- (注 38) E. Durkheim, Les règles de la méthode sociologique.1895
- (注 39) 前述の「北海道移住新十津川創立勸告書」には、「北海道ノ地タルヤ沃野千里海陸ノ物産ニ富ミ農商工漁為スコカラザルナシ」などと書かれている。
- (注 40) 実際に、北海道移住を考え、土地を選定した独歩には、この時の情景を綴った紀行文「空知川の岸邊」(明治28・1895年)がある。彼の「低回趣味」(夏目漱石)からして、これは当時の開拓地の光景をそのまま伝えるものと考えてよいだろう(『明治文学全集66、国木田独歩集』筑摩書房、昭和49・1974年8月30日)。
- (注 41) 明治38・1905年に移住した移民一世・野沢キワの証言(NHKテレビ、『新日本紀行・「新十津川物語」』、昭和48・1973年12月8日放送)

Summary

The Constitution of Modern Japanese Nation-State and The Creation of Communities: A brief socio-historical view of the exploitation of Hokkaido and the migration from Totsugawa village.

In the Meiji Restoration for the creation of a modern state, the government proposed a number of national policies for the defense of national boundaries and security, the industrial exploitation of Hokkaido, and the regulation of migrants. The present study examines the change in the policies and reviews the case of the migration from Totsugawa village following a disaster with relation to the development process of the new Totsugawa village. The main preoccupation of the regime in the Mainland Japan was the reorganization of old communities, but in Hokkaido the problem was rather centred on the creation of new communities. It was argued that these two projects (reorganization and creation) types concerning community development was to serve as a background for the creation of new total society. Furthermore, Totsugawa case was not only an illustration but also points at a number of problems concerning 1) the relationship between the total society and the State, 2) between the community and the organization, and 3) the individual motives underlying migration phenomenon.

[付記]

本稿は、平成 14 年度奈良大学研究助成「奈良県十津川村を事例とする近代日本の国家形成期に於ける国内移住の研究」によって成ったものである。本研究には、新十津川町より、町史『新十津川百年史』の寄贈を受けた。また、北海道開拓記念館の学芸員・山田伸一氏は玉稿を提供された。共に記して謝意を表す。